

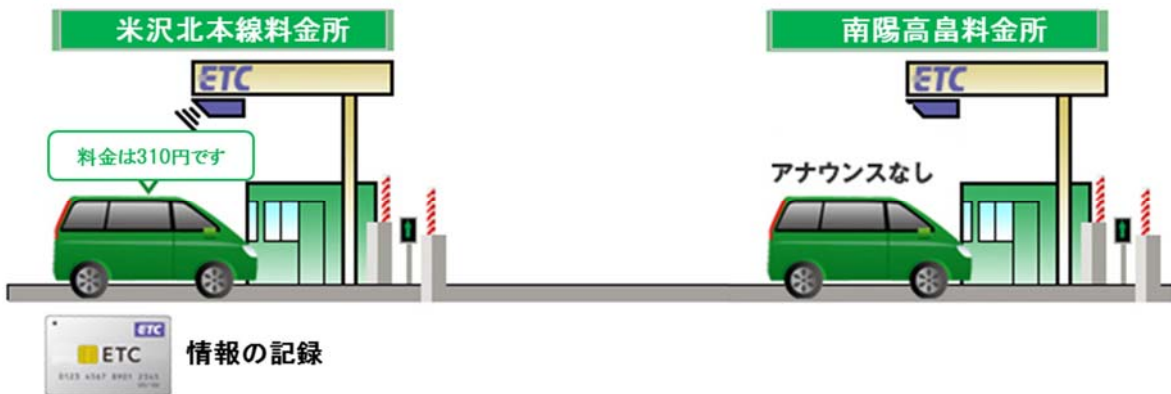
東北中央道をご利用されるお客さまへのお知らせ

E13 東北中央道(米沢北IC～南陽高畠IC)は、2019年3月13日から通行料金のお支払方法が変更になります。

※下図は、東北中央道(下り線)を走行した場合の例ですが、東北中央道(上り線)を走行した場合も同様となります。

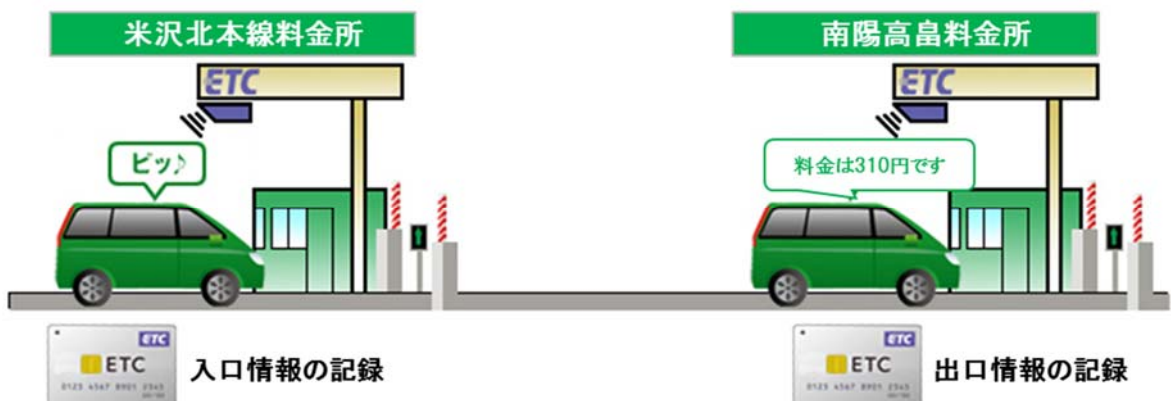
1. ETCをご利用のお客さま

【変更前】2019年3月12日まで



- ・米沢北本線料金所通過時に、無線通信を行い、通行料金をお支払いいただいています。
- ・ETC時間帯割引は、米沢北本線料金所通過時刻で割引の適否を判断しています。
- ・南陽高畠料金所に設置したETCアンテナは動作しておりませんので、同料金所通過時には車載器は反応しません。

【変更後】2019年3月13日以降



・米沢北本線料金所では、入口情報を記録する無線通信を行い、南陽高畠料金所では通過時の無線通信により、通行料金をお支払いいただく方式に変更します。入口(米沢北本線料金所)から出口(南陽高畠料金所)まで同じETCカードを車載器に挿入してご利用ください。

・ETC時間帯割引は、入口及び出口料金所通過時刻に基づいて割引の適否を判断するよう変更になります。

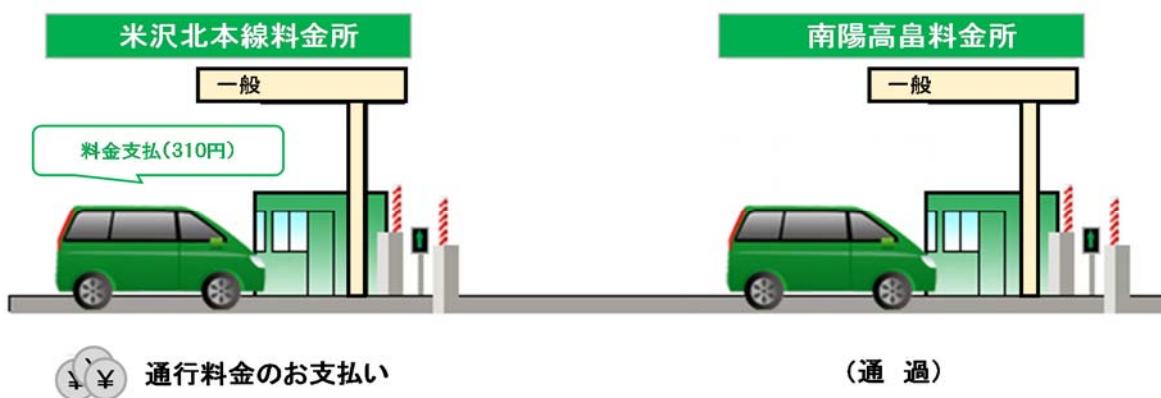
<ご注意>

・ETC車載器からのアナウンスは車載器の機種によって異なりますので、上図は一例です。

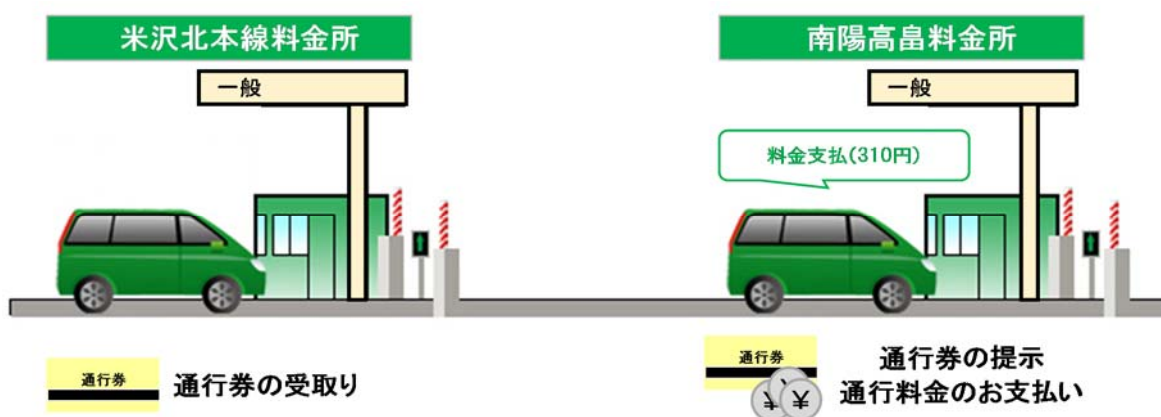
・料金の額は、車種が普通車である場合の例です。

2. 現金等で料金をお支払いいただくお客さま

【変更前】2019年3月12日まで



【変更後】2019年3月13日以降



・米沢北本線料金所では通行券を受取り、南陽高畠料金所通過時に料金をお支払いいただくように変更しますので、入口(米沢北本線料金所)では一旦停止の上、通行券自動発券機から通行券を受取り、出口(南陽高畠料金所)では、一旦停止し係員に通行券を提示の上(または料金自動精算機に通行券を入れ)、現金等で料金をお支払いください。